

林政改革大綱骨子

政策転換の背景と考え方

国民の意識が快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化している中で、森林に対する国民の要請も、木材生産、国土保全、水資源かん養はもとより、良好な生活環境の保全、保健・文化・教育的利用、温暖化防止等の地球環境の保全、生物多様性の保全等多様化・高度化している。

一方、これまで、国民生活の基礎的資材である木材を生産、供給することを通じて森林の管理を担ってきた林業は、採算性の悪化、世代交代等が進む中で情勢が一層厳しさを増している。このような中で、必要な森林の整備が十分に行われなくなっており、このままでは国民の求める森林の多様な機能の持続的発揮を確保することが困難になるおそれがある。

このような情勢を踏まえ、これまでの木材生産を主体とした政策を抜本的に見直し、国土保全、水資源かん養、環境の保全等森林の多様な機能の持続的な発揮を図るための政策へ再構築し、他省庁の関連施策との連携を図りつつ、民有林・国有林が一体となって関連施策を推進する。また、情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、行政組織の整備、財政措置の効率的・効果的な運用等を図る。

新たな基本政策の展開

1 政策の展開方向

森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを政策の目的として、民有林・国有林を通じて「持続可能な森林経営」を推進することとし、

多様な機能の持続的発揮のための適切な森林の管理

森林資源の持続的利用を担う林業・木材産業の発展

山村の振興

を基本として施策を展開する。

2 森林の整備目標及び森林資源の利用目標の設定

森林の多様な機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、関係者がコスト削減等を図りつつ努力を行っていく指針として、森林の整備の目標及び森林資源の利用の目標の設定を検討する。

3 関係省庁の施策との連携

新たな基本政策の展開に当たっては、地方自治、教育、福祉、住宅、環境等関係省庁の施策との連携を図る。

多様な機能の発揮のための森林の管理の推進

1 森林計画制度の見直し等を通じた森林整備の推進

(1) 持続可能な森林経営を推進する森林計画制度の構築

地域の合意の下、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全」「森林と人との共生」及び「資源の循環利用」に区分し、区分に応じて、針葉樹と広葉樹の特性も活かしつつ適切な森林施業を推進するとともに施策の方向を明確化する。

この場合、郷土樹種の育成、環境保全等の面で優れた広葉樹の導入を進める等、多様な森林整備を進める。

また、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。

- (2) 森林整備事業等の見直し
成熟期を迎えつつある人工林整備の新たな方向として、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を図っていく施業を計画的に推進するとともに、森林の区分等に対応して、造林関係事業、林道事業の施策体系を見直す。
- (3) 間伐の緊急実施と的確な森林保護の推進
市町村主導や防災の観点に立った間伐の実施、間伐材の利用や間伐推進のための路網整備など総合的な取組を実施する。また、的確な森林病虫獣害対策を実施する。
- (4) 森林の保全措置の充実強化
森林所有者等の森林管理に係る責務を明確化するとともに、放置すれば公益上の支障が生じるおそれがある伐採跡地について必要な施業が確保されるよう、森林所有者に対する勧告等森林の保全のための措置を充実強化する。
- 2 森林の新たな利用の推進
高齢者、児童等の幅広い利用に配慮して、森林整備を推進する。また、教育、福祉等の分野と連携し、森林環境教育、健康づくりに資する森林利用等の機会を提供する。
身近な里山林等が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者、地域住民等の連携・協力の下、利用活動と保全・整備活動を一体的に推進できる条件を整備する。
- 3 森林整備に対する理解の醸成と森づくり運動の展開
国土緑化運動や公益的機能の定量的評価の公表等を通じて、国民の理解の醸成を図るとともに、ボランティア活動や緑の少年団活動の促進、上下流の連携・協力により、地域一体となった森づくり運動を展開する。
- 4 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討
環境税や地方自治体における法定外目的税に関する検討状況や過去の経緯を踏まえ、森林の公益的機能の発揮について国民の理解を得つつ、そのための社会的コスト負担のあり方等について検討を行う。

森林の管理と森林資源の持続的利用を担う林業の振興

- 1 地域林業経営体制の整備
- (1) 施業・経営の担い手の育成・確保と集約化
地域全体で森林の適切な管理と森林資源の持続的利用を推進するため、林家、森林組合、素材生産業者等の中から、安定的・効率的に施業・経営を実施できる者に焦点を当て、その育成を図る。
また、これらの者による施業・経営の引受けを促進するための条件を整備する。
なお、森林組合については、地域の森林の施業・経営を担う効率的な事業体として育成することに加え、地域の森林の管理を担う組織として機能を充実する。
- (2) 林業税制のあり方の検討
林業経営の円滑な継承と安定を通じて森林の適切な管理を推進するため、林業税制のあり方について検討を行う。
- 2 林業就業者の確保・育成
林業就業者の減少・高齢化や中長期的に懸念される林業就業者の不足に備え、情報提供や就業前研修の推進等により多様な就業ルートを通じた幅広い人材の確保・育成を図るとともに、意欲ある林業後継者の技術の向上や地域のリーダーの育成を図る。

林業事業体における雇用を促進するため、関係省庁とも連携し、通年雇用化、就業環境の整備等を進めるとともに、高性能林業機械の導入、施業・経営の受託の促進等により生産性の向上と安定的な事業量の確保を図る。

3 効率的かつ適切な森林整備のための生産基盤等の整備

(1) 林道等の整備

素材生産段階等におけるコストの削減と効率的な森林整備のため、林道、作業道の整備を推進するとともに、重点化を図る。また、林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推進するため、林道の規格・構造の弾力化を検討する。

(2) 機械化の推進

作業条件にきめ細かく対応し得る高性能林業機械作業システムの構築・普及及びこれらに必要な高性能林業機械の小型軽量化、低価格化等に向けた技術開発と実用化を推進する。

4 特用林産の振興

品質、安全性に対する消費者の要請に応えられるよう、生産技術の向上、高品質種菌の開発・導入、作業の機械化、品質管理の高度化等を推進する。

JAS法に基づく産地表示の適正化を推進するとともに、特用林産物の特性、産地、生産方法等の情報を消費者に提供することにより需要の拡大を図る。

森林資源の持続的利用を担う木材産業の振興

1 木材産業の構造改革

(1) 木材の加工体制の整備

品質・性能の確かな製品を低コストで供給するため、乾燥材供給体制の早期整備、高次加工化や製品の量産化の推進、技術者の育成・確保等供給体制を整備する。

大工・工務店等との連携による多様な製材品の生産、森林所有者等と木材加工業者との間での原木の安定供給体制の整備等を推進する。

産学官が一体となった技術開発体制を整備するとともに、新事業の創出や新製品の開発のために民間企業等が行う技術開発を促進することを通じてフロントランナー企業を育成する。

(2) 木材の流通の合理化と情報化の推進

原木流通については、市場の統合等による規模の拡大、原木市場における含水率、強度等による選別の強化を推進する。

製品流通については、大消費地への共同出荷体制の整備、製材工場・プレカット工場と大工・工務店等との連携の強化による物流の合理化を推進する。

品質・性能に関わる情報の表示と木材取引における情報化を推進する。

(3) 再編整備の推進

製材工場の規模拡大等による加工コストの低減、新製品の開発・生産等に向けた経営革新を進めるため、経営革新と設備廃棄等を一体的に促進する。

2 木材利用の推進

(1) 国民への普及啓発

森林資源の持続的利用の必要性、木の優れた特性、木材価格等についての普及啓発活動を充実する。

(2) 住宅への地域材利用の推進

標準的な仕様の住宅への地域材を使った部材の安定供給システムを整備するとともに、製材業者等と設計者、大工・工務店等との連携を促進する。

また、長期間にわたる居住が可能な家づくりや住宅のリフォームに必要な利用技術の開発を進めるとともに、部材の供給体制を整備する。また、木材利用に係る技術者の育成を行う。

(3) 公共部門等における地域材利用の推進

住宅における地域材利用への支援と併せ、関係省庁等の連携により学校等の公共施設、公共土木工事等への地域材利用の推進を図るなど、地域全体でその利用を推進する。

(4) 木質資源の多角的利用の推進

バイオマスエネルギー源等木質資源の多角的利用のための技術開発と普及を推進する。

森林・林業・木材産業を通じた総合的・重点的な施策の展開

流域内関係者等の連携による民有林・国有林が一体となった森林整備を推進するとともに、外材と対抗しうる意欲ある地域を育成するため、川上における林道等の整備と川下の加工・流通施設の整備等をより一体的・重点的に行う。

また、ニーズに応じた国産材供給等の観点から、林業構造改善事業の見直しを行う。

公的関与による森林の適正な管理

1 保安林指定の計画的推進と治山事業による森林の整備

保安林の指定を計画的に推進するとともに、林業生産活動のみでは適正な管理が困難な森林のうち機能が低下した保安林等について、一定の場合は治山事業による森林整備を実施する。

2 緑資源公団による森林の整備

森林所有者等の自助努力によっては急速かつ計画的な森林造成が期待できない地域の水源かん養保安林等において、水源林の造成を実施する。

3 林業公社による森林の整備

公益的機能の高度発揮が求められる森林の整備に一定の役割を果たすため、経営の安定を図りつつ、既往の造林地の適切な管理、長伐期化等への施業の転換、施業・経営の受託等を推進する。

森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林・林業・木材産業が抱える諸課題に対応して、研究・技術開発戦略及び林木育種戦略を策定し、都道府県、大学、民間等との連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的・効果的に推進する。

また、普及事業については、課題の重点化等により効率的・効果的な展開を図る。

国有林野事業改革の着実な推進

国有林野を名実ともに「国民の森林」として管理経営するために、公益的機能を重視した管理経営への転換、組織・要員の合理化・縮減等の抜本的改革を推進する。

また、地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、流域の実態を踏まえつつ民有林施策との連携を進める。

山村地域の活性化

1 定住条件の整備等

(1) 就業機会の創設・確保

基幹的産業である林業（特用林産）と木材産業の振興を図る。また、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成等により多様な就業機会を創設・確保する。

(2) 定住条件の整備

林道等林業生産基盤の整備と併せ、集落道、用排水施設等の生活環境施設の整備を推進するとともに、若者をはじめとする地域住民等の定住を促進するための拠点集落の重点的な整備等を推進する。

また、地域住民等のニーズを踏まえた将来的な集落再編のあり方を検討する。

(3) 都市と山村の交流の促進

山村の活性化とともに心豊かな人間形成に貢献するため、自然、空間的ゆとり等の都市にはない山村の魅力を活かした森林体験や教育関係機関との連携による森林環境教育等を積極的に推進する。

2 森林整備のための地域による取組の推進

森林の多様な機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域による取組を推進するための措置の内容について検討を行う。

森林組合系統組織の見直し

1 経営基盤の強化・組織運営体制の整備

森林組合の合併による広域組合化、組織の合理化等による経営基盤の強化と透明性を確保した組織運営体制の整備を進めるとともに、役職員の資質の向上に努める。

2 森林組合系統組織の再編・整備

単位森林組合の広域化等の状況を踏まえ、森林組合系統組織の再編・整備に向けた取組を推進する。

森林・林業分野における国際的取組の推進

途上国等における持続可能な森林経営に向けた取組を支援するため、二国間の技術協力・資金協力、国際機関を通じた協力、民間企業、NGO等への支援等を推進する。

また、地球温暖化防止等の地球環境問題について、国際的な政策協議に参画する。

WTO交渉等の場において、地球規模の環境問題や森林資源の持続的利用の観点から新たな木材貿易のルール確立に向けて取り組む。